

○財務省告示第三百六十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年十月十八日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十一月八日  
財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号  
利付国庫債券（三十年）（第三十  
五回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法  
各申込みのうち応募価格の高い  
価格競争



八 最低額面金  
九 振替単位

十 一 発行日  
十 二 発行格

ロ

十 三 二  
の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 入 札 格 第 参 別 債 札 格 行 行  
込 利 札 格 競 I 加 場 行 争 格 日  
み 子 率 発 競

五 万円

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額面金  
の整数倍の金額によるものとす  
る。平成二十三年十月十八日

額面金額の総額  $\times \frac{2.0}{100} \times \frac{28}{365}$   
以上金額百円につき百一十五銭  
以下金額百円につき百一十六銭

(一) 二年・〇パーセント  
は、募入決定の通知を受けたる者  
は、払込金額に追加の算入者  
は、式による規定する期日に払い  
込むものとする。

(二)

発行時に、おいて、その利子  
に係る所得税が、源泉徴収され  
るものとして、振替口座簿中の  
口座記載の算入式による金額  
に、ついで、前記の算入式による  
金額に、ついで、前記の算入式  
による金額に、ついで、前記の  
算入式による金額を加算する。

十四 初期利子

時において取得する者が非居  
住者又は外国法人である場合  
には、前記(一)の算式により算  
出した金額に当該非居住者又  
は外国税法人が適用を受ける所  
得税の税率を乗じた金額を  
控除することができ  
平成二十四年三月二十日を  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{20}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十  
日を、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成五十九年九月二十日  
額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行から通知を受けた者

十八 払入札参加

平成二十三年十月十八日

十九 払場所

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十三年十月十八日